

○大磯町障害者の医療費の助成に関する条例

昭和52年4月1日大磯町条例第3号

[注] 昭和63年から改正経過を注記した。

改正

昭和57年12月14日条例第22号

昭和63年12月23日条例第20号

平成11年3月5日条例第9号

平成16年9月16日条例第11号

平成20年3月5日条例第5号

平成20年9月29日条例第18号

平成24年6月11日条例第12号

平成25年12月4日条例第24号

大磯町障害者の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対し医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与するとともに、更生を助長し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において障害者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から3級までのいずれかに該当する障害を有する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する障害を有する者

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、障害者で次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、法令により国又は地方公共団体の負担において療養の給付を受ける者及び国又は地方公共団体の補助に基づき療養の給付を受ける者を除く。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により本町が行う国民健康保険の被保険者
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記載されている者であって社会保険又は国民健康保険による被保険者、組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。以下次条において同じ。）若しく

は被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者医療による被保険者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

い。

(1) 65歳に達した日以後に前条に規定する障害者となった者

(2) 前年（1月から9月までの間に第6条第1項の規定による申請をした者にあつては、前々年）の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号の規定による道府県民税（同法第1条第2項の規定により都について準用する場合の都民税を含む。以下この号において同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超える者

（助成の範囲）

第4条 本町は、対象者が助成を受けることのできる資格を有した日の属する月の初日以後に受ける療養に要する費用のうち、社会保険、国民健康保険等の法令の規定によって対象者又は被保険者若しくは組合員が負担すべき額を助成する。ただし、附加給付規定に基づき給付された額及び医療保険各法の規定による入院時食事療養に係る標準負担額は、除くものとする。

（助成の方法）

第5条 医療費の助成は、助成する額を本人又は療養取扱機関に支払うことにより行う。

（助成の申請及び期間）

第6条 医療費の助成を受けようとする者は、町長にこれを申請しなければならない。

2 前項の申請は、対象者が当該療養の給付を受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。

（適用除外）

第7条 医療費の助成は、助成する額の金額が100円に満たないときは、これを行わないものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第8条 この条例により助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。

（助成費の返還）

第9条 偽りその他不正な行為によりこの条例による助成を受けた者があるときは、町長はその者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月14日条例第22号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月23日条例第20号抄）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月5日条例第9号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月16日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月5日条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（大磯町重度障害者の医療費の助成に関する条例の廃止）

2 大磯町重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年大磯町条例第14号）は、廃止する。

附 則（平成24年6月11日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年12月4日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定（同条第2項第2号に係る部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の大磯町障害者の医療費の助成に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1号に該当する者については、障害者とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により医療費の助成を受けることができる者については、改正後の第3条第2項第1号の規定は、適用しない。